

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）

平成 28 年 6 月 1 日

（協議会名）新潟市地域公共交通会議

（担当：新潟市都市交通政策課）

1. 生活交通改善事業計画の名称

平成 28 年度 新潟市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

（1）背景・目的・必要性

本格的な高齢社会を迎え、本市においても、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。

また、障がい者が障がいのない人と同等に生活し活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念が浸透していくなか、自立と共生の理念のもと、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に尊重し支えあう共生社会の実現が求められている。

このような社会の実現のためには、高齢者、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、とりわけ移動の円滑化を促進することが、大きな意義をもつものであることから、国の移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、本市としても積極的に取り組むものである。

（2）現状・課題

移動の円滑化を図る上で、鉄道、バス、タクシーを含めた公共交通の果たす役割は重要であるが、自家用車の利用増大により、利用者数は年々減少している。

また、交通量の増加に伴う渋滞の発生や排出ガスによる温暖化などの環境問題も発生しており、さらなる公共交通の利用促進を図ることが急務といえる。

公共交通の利用促進を図る取り組みには、定時性の確保や乗り継ぎによって生じる不便さの解消等があるが、高齢化が進む今日においては、乗り降りのしやすさを確保するための車両整備などバリアフリー化を行い、障がい者も含め、誰にとっても利用しやすい環境を作り出すことが必要である。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針では、平成32年度までの整備目標を、バス車両については導入比率約70%、タクシー車両については、導入台数を約28,000台としている。

本市において、平成28年度については、国土交通省からの募集で回答のあった事業者の導入意向台数を目標とする。

- ノンステップバスの導入 24台
- 福祉タクシー車両の導入 2台

(2) 事業の効果

ノンステップバスや福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障がい者のほか、高齢者や妊産婦、子ども連れの人など、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両）を含む）の導入促進により、利用者の移動の負担が軽減され、移動の円滑化が図られる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

(内容)

- ノンステップバスの導入 24台
 - 新潟交通(株)（リース会社未定） : 大型 21台
 - : 小型 3台
- 福祉タクシーの導入 2台
 - 小林 美佐子 : 1台
 - (株)ふっと・わーく : 1台

(実施事業者の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)

新潟交通(株)

身体・知的・精神障がい者運賃・・・普通旅客運賃5割引、定期旅客運賃3割引

タクシー（全社）

身体・知的障がい者運賃・・・1割引

(2) 関連事項 (以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載)

〈バス車両の導入に係る事業〉

○ノンステップバス等の車両数の推移 (全国)

	H24年度	H25年度	H26年度
ノンステップバス 総車両数比	18,672 31.7%	19,883 33.2%	21,074 35.1%
リフト付きバス 総車両比	1,012 1.7%	1,064 1.8%	966 1.6%
乗合バス車両の 総車両台数	58,994	59,817	59,979

○ノンステップバスの車両数の推移 (新潟市)

	H24年度	H25年度	H26年度
ノンステップバス 車両台数	120	133	147

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉

○福祉タクシー (※) 車両の推移 (全国)

	H24年度	H25年度	H26年度
寝台専用車	503	482	439
車椅子専用車	4,891	4,953	5,443
兼用車	2,410	2,484	2,355
軽自動車等	6,052	6,059	6,178
計	13,856	13,978	14,415

○福祉タクシー車両の推移 (新潟市)

	H24年度	H25年度	H26年度
寝台専用車	3	3	3
車椅子専用車	17	23	18
兼用車	23	24	23
軽自動車等	25	27	23
計	68	77	67

(※) 道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む一般タクシー事業者等が福祉自動車を使用して行う運送

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

平成28年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ノンステップバス導入	522,870 千円	33,600 千円	0 千円	0 千円	489,270 千円
	100%	6.4%	0%	0%	93.6%
福祉タクシー導入	6,480 千円	1,400 千円	0 千円	0 千円	5,080 千円
	100%	21.6%	0%	0%	78.4%
合計	529,350 千円	35,000 千円	0 千円	0 千円	494,350 千円
	100%	6.6%	0%	0%	93.4%

※総事業費については見込み額であり、概算額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成28年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ノンステップバス導入	交付決定後着手 3月完了 24台											
福祉タクシー導入	交付決定後着手 3月完了 2台											

7. 協議会の開催状況と主な議論

平成28年6月、新潟市地域公共交通会議を開催
 （協議が調った日：平成28年6月1日）

8. 利用者等の意見の反映

前述の「7. 協議会の開催状況と主な議論」で記載の協議会において、新潟市消費者協会長（利用者代表）及び公募委員（住民代表）からの意見聴取を実施
 （協議が調った日：平成28年6月1日）

9. 協議会メンバーの構成員

関係市区町村	新潟市都市政策部長
関係交通事業者・ 交通施設管理者等	新潟交通株式会社乗合バス部長 新潟県バス協会専務理事 新潟県ハイヤー・タクシー協会監理課長 新潟県警察本部交通部交通規制課企画管理課長補佐 新潟市土木部長
地方運輸局	北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官
その他構成員	新潟市消費者協会長 住民代表 日本労働組合総連合会新潟県連合会新潟地域協議会副議長